

オーガニック・コットン素材と製品の 認証規定と基準

オーガニック・コットン製品の認証規定	P 2 ~ P 3
オーガニック・コットン素材の認証規定	P 4 ~ P 5
オーガニック・コットン製造の基準	P 6 ~ P 11
別紙 1 使用が許可されるものの例	P 12
別紙 2 使用が禁止されるもの	P 13
別紙 3 薬剤に対する基本的要求事項	P 14 ~ P 15
別紙 4. 生産確約書に関する基準	P 16
別紙 6 パッケージ印刷に対する認証規定	P 17
別紙 7 (アスリート向けスポーツウェアについての特例)	P 18
規定変更に伴う経過措置	P 18

特定非営利活動法人

日本オーガニックコットン協会

オーガニック・コットン製品の認証規定

1. 趣旨と方法

有機栽培による綿花を使い、その製造全工程において、化学薬品による環境負荷を最小限に減らして日本国内で製造したオーガニック・コットン製品に対して、日本オーガニックコットン協会（以下JOCAという）は、別に定める認証基準に基づいて認証を行い、合格品に対して認証タグ、縫い込み用ピスネーム、シール等を有償で発給する。認証マークには、オーガニック原綿の構成比により【Organic PURE】および【Organic BASIC】の2種(認証ラベルと呼ぶ)を設ける。

認証マークを印刷物に使用するときは、事前にJOCAの許可を得、JOCAの定めるデザインおよび文章を変更して使用することはできない。ただし、商品に添付するタグ、シール等に印刷することは原則として認められない。

認証業務は、最終責任会社より提出される申請書類および資料にもとづいて行いが、それら提出書類・資料に虚偽があることが分かった時は直ちに認証を取り消し、しかるべき処置を講じるものとする。

この認証は、収縮率や強度など物性品質を認定保証するものではないので、物性品質については、申請商品のブランドに対して責任をもつ会社が、購買客に対して保証するものとする。

縫製については、最終責任会社が全責任を負うことを条件にして、海外縫製もを認める。

2. 認証の手続き

申請会社は、所定のオーガニック・コットン製品認証申請書（様式1-1）により、綿花購入から最終製品製造までの諸工程すべてについて、必要事項を記載してJOCAに申請する。オーガニック・コットン素材認証のある素材（糸、布地など）を使用する場合は、その素材製造までの手続きは省略できる。申請書は正文1部とそのコピー1部を提出する。

紡績、織布、ニット、染色仕上げ加工、不織布の各生産工程の会社および商社は、JOCAの法人会員でなければならない。その他の生産工程の会社は、JOCAの会員であることが望ましい。

必要書類

申請会社は、申請に際して、上記認証申請書に下記の書類を添えてJOCA事務所に提出する。

- (1) オーガニック・コットン素材認証の確認：申請会社が購入するオーガニック・コットン素材（糸・布地など）に対して発行された素材認証書（別に定める「オーガニック・コットン素材認証規定」に準じ、素材認証申請書に認証印押印のもの）のコピー1部。
- (2) 綿花の確認 =上記「素材認証書」がない場合は、オーガニック・コットンに対して発給される綿花生産地の適格な機関の証明書（綿俵番号が明記されているもの）と取引時に発行されるインボイスあるいは納品書（同じ綿俵番号が記載されているもの）のコピー各1部。
- (3) 紡績、織布、ニット、染色仕上げ加工、縫製、詰め綿、不織布等の生産確認：「素材認証書」で確認される製造工程より後の工程について、各工程の担当会社ごとに、JOCA認証基準にしたがって製造されることの確約と製造数量等を記載した生産確約書（様式2）各1部。生産確約書の詳細は別紙4 生産確約書に関する規準によるものとする。

提出資料

申請会社は、下記の資料をJOCA事務所に提出する。

- (1) 認証を受ける素材の最終二次製品または仕様を明らかにできる写真等（提出商品は認証後、返却される）
- (2) 検査データ
 認証を受ける素材に対して、下記の事項につき、JOCAの認める公的な検査協会が行った試験結果の証明書取得保管し、JOCAの求めがあれば直ちにこれを開示すること。
 - ホルムアルデヒドの含有量が、乳幼児衣類基準の0.05以下であること。
 （アセチルアセトン法で検査を行うこと。）

3．追加生産、同一素材使用の製品の認証手続き

申請会社は、所定のオーガニック・コットン製品認証申請書（様式1-1）に、認証済みの製品の追加生産であること、あるいは認証済みの素材と同一のものを使用して生産することを分かりやすく具体的に明記して、元となる認証書の写しを添えてJOCAに提出する。

4．認証およびタグ等の発給

申請された綿製品が認証基準に適合であることが、JOCA認証委員会で認定されると、認証の押印をした申請書1部および「認証タグ」、「ピスネーム」、「シール」等（認証タグ等）の必要枚数が、JOCAより申請会社に発給される。

申請会社は、「認証タグ」、「ピスネーム」、「シール」等を、認証を受けたオーガニック・コットン製品に限定して添付しなければならない。

カタログ販売の認証商品についてはJOCAが承認した場合認証マークをカタログに印刷することが出来る。この場合認証申請会社は規定の料金をJOCAに支払うものとする。

5．認証基準の変更に伴うタグ等の交換

認証基準の改定に伴い認証ラベル区分が変わる場合は未使用のタグ等は特例としてJOCAにて新基準ものと交換できる。

交換の費用は無料であるが、送料は負担しなければならない。

申請書に旧認証書の写しと交換すべき認証タグ等を添えて申請する。

返却タグ等は再使用が前提であり、整理分類され、容易に計数できる良好な状態のものに限られる。

たとえばシールは各シート1枚すべてが未使用でなければ交換できない。

既使用の認証タグ等は追加生産と同様の手続きにより再給付が受けられるが有料となる。またJOCAは交換に要した費用を負担しない。

6．退会時の手続きと処置

製品認証を受けた法人会員がJOCAを退会するときは、すみやかにJOCAに通知し、その時点で回収可能な「認証タグ」、「ピスネーム」、「シール」等をJOCAに返却しなければならない。ただし、JOCAは返却分に対して返金を行わない。

オーガニック・コットン素材の認証規定

1. 趣旨と方法

紡績会社、織布会社、商社などが、オーガニック・コットン製品の素材（綿・糸・布地）を生産保管して販売を行う場合に、日本オーガニックコットン協会（以下J O C Aという）は、それら素材責任会社から提出される下記申請書類および資料に基づき、申請された素材に対して、オーガニック・コットン製品【Organic PURE】マークあるいは【Organic BASIC】マークの適格素材として認証を行う。認証は、【Organic PURE】マークおよび【Organic BASIC】マークの認証基準に準じて行う。

認証を受けた素材については、『Organic PURE マーク適格素材』あるいは『Organic BASIC マーク適格素材』であることを、当マークのデザインとともに表示することができる。認証マークを印刷物に使用するときは、事前にJ O C Aの許可を得、J O C Aの定めるデザインおよび文章を変更して使用することはできない。ただし、商品に添付する消費者向けのタグ、シール等に印刷することは原則として認められない。

『Organic PURE マーク適格素材』あるいは『Organic BASIC マーク適格素材』であっても、縫製製品製造工程などで認証基準を逸脱してつくられた最終製品は、【Organic PURE】マークあるいは【Organic BASIC】マークの認証を受けることはできない。

提出書類・資料に虚偽があることが分かった時は直ちに認証を取り消し、しかるべき処置を講じるものとする。

この認証は、収縮率や強度など物性品質を認定保証するものではないので、物性品質については、申請商品に対して責任をもつ会社が、購買客に対して保証するものとする。

2. 認証の手続き

申請者は、所定のオーガニック・コットン素材認証申請書（様式1 - 3）により、綿花購入から当該素材製造までの諸工程すべてについて、生産に関わる会社の名称、本社所在地、代表者、連絡先、担当者等を記載し、J O C Aに申請する。オーガニック・コットン素材認証のある素材（糸、生機など）を使用する場合は、その認証発行の期日を記載し、その素材製造までの手続きは省略できる。申請書は正文1部とそのコピー1部を提出する。

当該素材の各生産工程の会社および商社は、J O C Aの法人会員でなければならない。

必要書類

申請会社は、申請に際して、上記認証申請書に下記の書類を添えてJ O C A事務所に提出する。

- (1) オーガニック・コットン素材認証の確認 ===== 申請会社が購入するオーガニック・コットン素材（糸・布地など）に対して発行された「素材認証書」（この素材認証規定に準じ、素材認証申請書に認証印押印のもの）のコピー1部。
- (2) 綿花の確認 =上記「素材認証書」がない場合は、オーガニック・コットンに対して発給される綿花生産地の適格な機関の証明書（綿俵番号が明記されているもの）と取引時に発行されるインボイスあるいは納品書（同じ綿俵番号が記載されているもの）のコピー各1部。
- (3) 紡績、織布、ニット、染色仕上げ加工、縫製、詰め綿、不織布等の生産確認 ===== 「素材認証書」で確認される製造工程より後の工程、あるいは「素材認証書」のない場合はすべての工程について、各工程の担当会社ごとに、JOCA認証基準にしたがって製造されることの確約と製造数量等を記載した生産確約書（様式2）各1部。
生産確約書の詳細は別紙4 生産確約書に関する基準によるものとする。

提出資料

申請会社は、下記(1)の資料をJOCA事務所に提出する。

- (1) 認証を受ける素材サンプルまたは仕様を明らかにできる写真等（提出商品は認証後、返却される）
- (2) 検査データ
加工上がりの素材については、下記の事項につき、JOCAの認める公的な検査協会が行った試験結果の証明書を取得保管し、JOCAの求めがあれば直ちにこれを開示すること。
 - ホルムアルデヒドの含有量が、乳幼児衣類基準の0.05以下であること。
（アセチルアセトン法で検査を行うこと。）

3．追加生産、同一素材使用の製品の認証手続き

申請会社は、所定のオーガニック・コットン素材認証申請書（様式1-3）に、認証済みの製品の追加生産であること、あるいは認証済みの素材と同一のものを使用して生産することを分かりやすく具体的に明記して、JOCAに提出する。

4．認証

申請された素材（綿・糸・布地など）が認証基準に適格であることが、JOCA認証委員会で認定されると、認証の押印をした申請書1部が申請会社に返却される。

この素材に対する認証書は、素材購入会社がJOCAのオーガニック・コットン製品（あるいは素材）の認証を受ける際に、そのコピーをもってオーガニック・コットン素材であることの証明とすることができる。

申請書の様式

JOCAは認証の趣旨にそって必要な項目を満たしている場合、様式の一部変更を承認することができる。

オーガニック・コットン製造の基準

【総則】

1. 日本オーガニックコットン協会（以下JOC Aという）は、原則として、必要書類により確認されたオーガニック・コットン原綿を使用し、その製造工程において、下記の認証基準に準じて、環境負荷を最小限に押さえて生産した綿製品に対して、オーガニック・コットン製品の認証マークの使用を認め、その認証タグ、縫込み用ピスネーム、シール等を有償で発給する。
2. 認証マークは【Organic PURE】マークおよび【Organic BASIC】マークに区分される。
【Organic PURE】マークはオーガニック・コットン原綿 100%を使用した製品に認められる。

【Organic BASIC】マークはオーガニック・コットン原綿を 70% 以上使用した製品に認められる。化学繊維は10%以内とし、毛、麻、絹、~~通常の綿~~の混用が認められる。非オーガニック綿の混用は認められない。
3. 紡績、織布、ニット、染色仕上げ加工、不織布の各生産工程を担当する会社および商社はJOC Aの会員となり、製造に携わる社員全員が、JOC Aの認証の趣旨および内容を十分に理解するよう周知徹底をはからねばならない。その他の製造工程の会社もJOC Aの会員であることが望ましい。
4. 各製造工程前と工程後のオーガニック・コットン製品は、認証されたオーガニック・コットンであることを明確に表示し、他の繊維製品と混合しないよう分離しなければならない。
5. オーガニック・コットン製品の製造は、他繊維との混合を防止するために、他繊維の製造と完全に分離して行われねばならない。

【製造工程における認証基準】

1. 総則

オーガニックコットンの製造にあたる企業は社会的責任を果たすために次の事項を遵守すること。

1. 環境に対するインパクト
持続可能な環境保持のための施策を明らかにし、実施していること
排水、排ガス、騒音、振動等十分な対策を講じ該当地域の政府、自治体による規制基準値を満足していること
2. 労働安全衛生
人々の安全と健康の保持はオーガニック製品の基本である。
企業は従業員の健康、安全の保持向上のため十分な施策をとり該当地域の政府、自治体による規制基準値を満足していること

2. 紡績工程

紡績工程のすべての設備は、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。また、始動時において、認証されたオーガニック・コットン原綿の一定量を流して、各工程の綿花の接触面をきれいにするために、また以前に通された原綿の残りくずを機械から除去するために使わなければならない。清掃用に使ったオーガニック・コットン原綿は、オーガニック・コットンと認められない。

未使用原綿の在庫、紡績各工程で発生する落ち綿、糸くずなどは、他の繊維と分離され、夾雑物が混ざらないように処理されていて、数量、梱包が明確に記載されている場合には、元の認証された原綿と同等のものとして認証することができる。

スライバー・ケンス、粗糸篠巻、精紡管糸、チーズ・コーン巻などには、使用原綿がオーガニック・コットンの認証を受けていることがよく分かるよう明確に表示しなければならない。その表示には、各個のパッケージ番号と数量を記載しなければならない。

混打綿工程の処理で、給綿のための水あるいはその他の湿度コントロール、過剰糖質やハネデューのための局所的な酵素処理、風雨で傷んだ綿花のための植物オイル、天然ワックスの使用は認められる。

ワインディング

使用可能のもの	各糸パッケージを表示するための一時的な色材は可溶性のもので、後の工程で認可された剤によって除去可能であること。 色材は別紙2で禁止された染料、顔料でないこと 許可される添加物は、天然原料から作られたパラフィン、パラフィンオイル、その他の物質に限られる。
使用禁止のもの	シリコン樹脂、その他の合成樹脂

3. 織布工程

織布準備工程および製織工程すべての設備は、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。

織布準備工程および製織工程で発生する糸くずや布切れなどは、他の繊維と分離され、夾雑物が混ざらないように処理されていて、数量、梱包が明確に記載されている場合には、元の認証された原綿と同等のものとして認証することができる。

経糸ビーム、緯糸管糸などには、使用原綿がオーガニック・コットンの認証を受けていることがよく分かるよう明確に表示しなければならない。その表示には、各個のパッケージ番号と数量を記載しなければならない。

経糸準備工程

使用可能のもの	天然の糊（コーン・スターチなど）糊付け用の天然ワックス、ゼラチン、グリセリン 上記天然糊剤を主体とし、25%未満のポリビニルアルコール（PVA）と PAC の使用を認める。（許可された糊拔、精練、漂白により除去されること） その他の使用物質は天然原料のみから作られていること。
使用禁止のもの	重金属を含むもの。

4. ニット工程

ニットの設備は、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければ
ならない。

ニット工程で発生する糸くずや布切れなどは、他の繊維と分離され、夾雑物が混ざらないように
処理されていて、数量、梱包が明確に記録されている場合には、元の認証された原綿と同等のも
のとして認証することができる。

ニット用原糸およびニット地には、使用原綿がオーガニック・コットンの認証を受けていること
がよく分かるよう明確に表示しなければならない。その表示には、各個のパッケージ番号と数量
を記載しなければならない。

使用可能のもの	その他の使用物質は天然原料のみから作られていること。
使用禁止のもの	重金属を含むもの。

5. 染色仕上げ加工工程

糊抜き

使用可能のもの	クエン酸、酢酸、酵素（GMOフリーの酵素であること）生分解性の陰・非イ オン活性剤 その他の別紙3に定める要件を満たす助剤のみ使用を認める。
使用禁止のもの	塩酸、硫酸

精練、漂白

使用可能のもの	クエン酸、酢酸、酵素（プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼ）、 ソーダ灰、過酸化水素、生分解性の陰・非イオン活性剤。ただしLASは禁止、 AEは別紙1の条件により許可。 その他の別紙3に定める要件を満たす助剤のみ使用を認める。 マーセライズ、ただし薬剤は回収循環使用すること
使用禁止のもの	塩素・亜塩素酸ソーダ・次亜塩素酸ソーダ、蛍光染料、過硼酸ソーダ、重金属を 含むもの。 アンモニヤ処理

染色・捺染

染色	<p>次による染色を認める 天然染料、ただし銅、ニッケル、クロム等の有害金属、物質を含まない媒染剤を使用すること。 ニッケル、クロム等の金属を含まない染料 銅を含有するブルー、緑、ターキス染料は5%owfまで暫定許可 但し次の染料、薬剤は使用禁止 1.製造、染色工程、衣料を使用中又は廃棄後に発ガン性、内分泌かく乱、催奇性、アレルギー起因物質、突然変異誘導をひきおこすあるいはおそれのある染料および化合物 2.カチオン化剤による前処理 その他薬剤については別紙1,2,3による</p>
捺染	<p>次による捺染を認める 天然染料、ただし銅、ニッケル、クロム等の有害金属、物質を含まない媒染剤を使用すること。 ニッケル、クロム等の金属を含まない染料および顔料 銅を含有するブルー、緑、ターキス染料および顔料は5%まで暫定許可 但し次の染料、顔料、薬剤、捺染手法は禁止 1.製造、染色工程、衣料を使用中又は廃棄後に発ガン性、内分泌かく乱、催奇性、アレルギー起因物質、突然変異誘導をひきおこすあるいはおそれのある染料と顔料および化合物 2.芳香族系溶剤を6%以上含む捺染糊(暫定許可) 3.PVCを含むプラスチック 4.カチオン化剤による前処理 その他薬剤については別紙1,2,3による</p>

仕上げ

使用可能のもの	バイオ仕上げ用の酵素、天然油（やし油、バナナ油、パイン油、その他天然動植物油）、天然脂肪酸（オレイン酸、ステアリン酸など）、動植物酸および油脂・コーンスターチ、馬鈴薯澱粉、皮膚刺激性のない柔軟剤
使用禁止のもの	ホルマリン、尿素ホルマリン樹脂、合成ゴム

6. 縫製品製造工程

縫製品製造工程については、承認申請者は最終責任会社として、縫製工場に以下の基準に準拠した生産を行わせなければならない。

縫製用原布および縫製品には、使用原綿がオーガニック・コットンの認証を受けていることがよく分かるよう明確に表示しなければならない。その表示には、各個のパッケージ番号と数量を記載しなければならない。

裁断・縫製工程で発生する糸くずや布切れなどは、他の繊維と分離され、夾雑物が混ざらないように処理されていて、数量、梱包が明確に記載されている場合には、元の認証されたオーガニック・コットンと同等のものとして認証することができる。

デザイン工程

布地の組み合わせをする場合は次表の定めによる。

Organic PURE マーク	Organic PURE 素材 100%	
Organic BASIC マーク	Organic PURE 素材が 70% 以上 または Organic BASIC 素材が 90%以上	化合繊 10%以内 その他の部分は天然繊維であること と 通常綿の混入は認めない

混率は非繊維の付属物を除いて計算する
これらは品質表示法の表示に従うものとする。

副資材は次の定めによる。

副資材は生分解性のあるものを使用する。禁止物質の使用は素材・製品の準じて制限される
縫い糸はオーガニックコットン縫い糸を使用する。ただしオーガニックコットン縫い糸が一般的に普及するまでは既存のものを使用を認める。
刺繍糸などの装飾資材は、蛍光増白加工したものは使用できない。
釦、ゴム、芯地、ファスナー等は、オーガニックで蛍光増白加工しない生分解性のあるものが一般的に普及するまでは、既存のものを使用を認める。

裁断工程で使用するすべての設備は、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。なお、裁断したものをロット毎に束ねる仕分けハンドリングに使用する紐などは、認証されたオーガニック・コットンに限る。

縫製工程で使用する設備は、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。

針	オーガニック・コットン製品縫製のみ使用する専用の針か、または新しい針を使用する
ポピン	オーガニック・コットン製品縫製のみ使用する専用のポピンか、または新しいポピンを使用する。
ポピンケース	オーガニック・コットン製品縫製のみ使用するポピンケースか、または新しいポピンケースを使用する

製品の仕上げ工程において、製品が接触するアイロン、プレス機、プレス台などは、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。仕上げ工程において、化学糊の使用は認めない。

製品の検品・包装工程において、製品が接触する検品台・包装台などは、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。なお、内包材は生分解性のあるものを使用する。ただし、生分解性のある内包材が一般的に普及するまで、ポリエチレン（ポリ袋、シート、フィルム）の使用を認める。

製品の保管工程において、オーガニック・コットン製品の認証を受けていることがよく分かるよう明確に表示し、他の製品と完全に分離して保管する。その表示には、各個のパッケージ番号と数量、カラーを記載しなければならない。

7. 詰め綿、ふとん綿、フェルト、健康美容用コットン、不織布等の製造工程

この生産工程のすべての設備については、あらかじめ十分に清掃し、設備に付着しているすべての繊維を除去しなければならない。また、始動時において、認証されたオーガニック・コットン原綿の一定量を流して、各工程の綿花の接触面をきれいにするために、また以前に通された原綿の残りくずを機械から除去するために使わなければならない。清掃用に使ったオーガニック・コットン原綿は、オーガニック・コットンとは認められない。

工程中に発生するくず綿は、他の繊維と分離され、夾雑物が混ざらないように処理されていて、数量、梱包が明確に記載されている場合には、元の認証された原綿と同等のものとして認証することができる。

各製造工程の中間製品および最終製品には、使用原綿がオーガニック・コットンの認証を受けていることがよく分かるよう明確に表示しなければならない。その表示には、各個のパッケージ番号と数量を記載しなければならない。

原綿の精練、漂白、増白、柔軟などの加工

使用可能のもの	クエン酸、酢酸、酵素（GMOフリーの酵素であること）、ソーダ灰、過酸化水素。 生分解性の陰・非イオン活性剤。ただしLASは禁止、AEは別紙1の条件により許可。
使用禁止のもの	塩酸、塩素、亜塩素酸ソーダ、次亜塩素酸ソーダ、蛍光染料、過硼酸ソーダ

不織布の生産工程（ウェブの接着）

使用可能のもの	機械的交絡（水流交絡など）
使用禁止のもの	接着性ボンディング剤・合成高分子接着剤・溶剤接着

別紙1

使用が許可されるものの例

区分	薬剤、工程	説明
許可	天然ワックス	ビーワックス 獣脂ワックス
許可	天然の澱粉類	コーンスターチ 馬鈴薯澱粉等
許可	加工澱粉	デキストリンなど
許可	ゼラチン CMC	
許可		
許可	天然脂肪酸	(オレイン酸、ステアリン酸など)
許可	界面活性剤	別紙3 基本的要求事項の 生分解性/水生生物毒性の表で使用可とされるもの
許可	ポリオキシエチレンアルキルエーテル AE	糊抜き、精練、漂白工程での使用は、製造設備の排水が、活性汚泥法により適切に処理されている場合、または公共下水道に放流されている場合に限り暫定的に認める。
許可	酵素	(プロテアーゼ、リパーゼ、アミラーゼ、セルラーゼなど) GMO'S 酵素を除く
許可	過酸化水素	
許可	ソーダ灰	
許可	酢酸	
許可	クエン酸 酒石酸	
許可	染料	天然染料 生理作用の低いもの 合成染料 有害物質を含有あるいは発生する染料を除く ニッケル、クロム等を含まない染料で低インパクトのもの 銅を含有するブルー、緑、ターキス染料は時限的に5%owf まで許可
許可	顔料	有害物質を含有あるいは発生する顔料を除く 銅を含有するブルー、緑、ターキス有機顔料は時限的に 5%owf まで許可
5%owf まで許可	媒染剤	染料に順ずる
許可	染色助剤	別紙3の基本的要求事項全てが満足されていることが証明されているもの
許可	食塩	
許可	柔軟剤	低インパクトの皮膚刺激性のない柔軟剤(サンフォライズ加工あるいは仕上げ用として最少の量) ポリエチレンエマルジョンを含む
許可	天然油	(やし油、バナナ油、パイン油、トールオイル、その他天然動植物油)
許可	捺染	禁止薬剤は別紙2 参照
許可	機械的加工	サンフォライズ、水交絡不織布など
許可	マーセライズ	使用アルカリは回収循環使用されること アンモニアマーセライズは禁止

本表の記述と別紙3 化学物質に対する一般的な要件に矛盾がある場合は別紙3 による

別紙2

使用が禁止されるもの

区分	薬剤 工程	説明
禁止	有害物質	発ガン起因物質 内分泌かく乱化学物質 催奇性起因物質 アレルギー起因物質 突然変異誘導性物質
禁止	GMO	遺伝子組み換え生物(GMO)からつくられた酵素など
禁止	塩素系漂白剤	亜塩素酸ソーダ 次亜塩素酸ソーダ 塩素
禁止	過硼酸塩	過硼酸ソーダ
禁止	蛍光増白	蛍光染料
禁止	有機溶剤	ハロゲン化炭化水素溶剤
禁止	重金属類	クロム、鉛、水銀、カドミウムなど有害な重金属
禁止	カチオン系化合物	カチオン化剤 第4級アンモニウム化合物 ただし、染色工程でフィックス剤として使用される助剤で、他のJOCAのすべての基準を満たす場合を除く。
禁止	シリコン	シリコン樹脂 シリコン系柔軟剤 消泡剤
禁止	機能加工	薬剤による機能増強加工 防縮、防皺、ww、防災、親水、撥水、抗菌、防臭等
禁止	尿素ホルマリン樹脂	その他セルローズ改質用樹脂を含む
禁止	ホルムアルデヒド	その他短鎖アルデヒド類を含む
禁止	染料	アミン類を発生するアゾ染料(MAC Group 1,2,3) クロムなど有害な重金属を含むもの 銅を含むブルー、緑、ターキス染料は時限的に5%owfまで許可
禁止	顔料	有害な重金属を含むもの 銅を含むブルー、緑、ターキス有機顔料は時限的に5%owfまで許可
禁止	捺染糊	芳香族系溶剤を6%以上含む捺染糊 PVCを含有するプラスチック捺染糊
禁止	抜染	
禁止	マーセライズ	アンモニアマーセライズは禁止

本表の記述と別紙3 化学物質に対する一般的な要件に矛盾がある場合は別紙3による

別紙3

基本的要求事項

薬剤に対する基本的要求事項

使用されるすべての薬剤は次の基準を満たしていること

- 経口毒性³⁾
LD50 > 2000mg /Kg
- 水生生物毒性¹⁾
LC50, EC50, IC50 > 1mg/kg
- 生分解性²⁾/水生生物毒性

	生分解性 28 日 OECD	水生生物毒性 LC ₅₀ , EC ₅₀ , IC ₅₀
使用可	<70%	>100mg/l
使用可	>70%	10-100mg/l
使用可	>95%	1-10mg/l
使用不可		<1mg/l

- 1) 試験方法 / (試験期間) : LC50 魚, OECD 203, [96 時間]; EC50 ミジンコ, OECD 202 [48 時間]; 藻, IC50, OECD 201 [72 時間]
- 2) 試験方法: OECD 301 A-E, ISO 7827, OECD 302 A, ISO 9887, OECD 302 B, ISO 9888 あるいは OECD 303A; それぞれ試験期間: 28 日間
- 3) もし毒性が単に pH の値に関係しているだけなら、当基準の他の部分に規定されている場合を除き、アルカリと酸は許可される

- 染料
アミン類を発生するアゾ染料(MAC Group 1,2,3)は禁止
発がん性アミン、アレルギー性物質を含まずかつ発生の危険がないこと
有害な重金属を含有しないこと
- 顔料
発がん性アミン、アレルギー性物質を含まずかつ発生の危険がないこと
有害な重金属を含有しないこと

次の危険性がないこと

- 発がん性
- 突然変異誘導性
- ホルモンかく乱
- 催奇性起因
- アレルギー

禁止薬品

- -MES (メチルエステル スルフォネート)
- LAS (直鎖アルキルベンゼン スルフォネート)

- APEO (アルキルフェノール エチレングリコール)
- 塩素化フェノール類
- 遺伝子組み換え薬剤 GMO's
- 第4級アンモニウム化合物
- 国際的にあるいは国内法で禁止されたすべての物質

使用薬剤の検証

オーガニック製品の製造工場は使用する薬剤について MSDS 等により JOCA の定める基準との適合性を検証し、その経緯を明確にするとともに適切に保管しなければならない。これらは JOCA または製品のユーザーから求められた場合適切に開示されるものとする。

別紙 4

生産確約書に関する基準

JOCA 認証基準に従って製造されることを確約する生産確約書について次のように定める。

生産確約書は次の1項から7項までを実施することを確約するものである。
態勢を整えて提出すること。

- 最高経営層の意思表示

1. オーガニック・コットン認証製品の製造にあたる企業の最高経営層は JOCA の定める基準を遵守し生産することを確約する。
2. 最高経営層はオーガニック・コットンの趣旨を理解し、その趣旨を関係者に周知するとともに、基準に基づいた製造標準を作成させなければならない。

- 文書化と記録

3. 作成された基準、標準は文書化され適切に保管されるとともに、製造担当者に周知されなければならない。
4. これらの標準は最新の状態に保たれるとともに、その改訂軌跡も明らかにされること。
5. 製造の記録は適切に保管されていること。

- 材料の検証と記録

6. 使用材料はその製造者から取得した薬剤の MSDS 等により JOCA の定める基準との適合性を検証し、その経緯を明確にするとともに適切に保管しなければならない。

- 開示

7. JOCA が要求した場合、直ちに JOCA にこれらを開示すること。

- 更新

8. 以上の事項は年度ごとに見直しを行い記録する。
9. 見直しを行なった証として生産確約書を提出する。

別紙 6

パッケージ印刷に対する認証規定

[パッケージ印刷に対する認証]

単価が比較的低い商品で、大量に作られ、パッケージ(箱)販売される品目でタグ、ピスネーム、シールの添付が困難な製品について JOCA 認証制度の特例としてパッケージに認証マークを印字することを以下の手続きを経て行うことができる。

この認証シールに代えるロゴ使用ライセンスを与える「オーガニック・コットン製品認証ロゴ使用許諾契約」は、別に定める規定に基づき、個別に当該会員と JOCA 担当理事が協議、契約を取り交わし理事会の承認を得て発効するものとする。

[別に定める規定の要点]

1. 本認証は JOCA 認証規定・基準に基づいたライセンス契約であり、オーガニック・コットン素材と製品の認証規定と基準による製品認証を必要とする。
2. ライセンシーに係る基本的な要件は
 - 認証に当たりすべての点で信頼できる会員であること
 - 印刷認証製品に認証番号と製造日の印字が可能な生産システムを持つこと
 - 当該製品に係る売上金額、数量等の売上データを信頼できる形で JOCA に開示できる体制を有すること
3. オーガニック・コットン製品認証ロゴ使用許諾契約を締結後、製品認証申請書により認証番号を取得する。
4. 製品認証の際与えられる認証番号と製造日のパッケージへの表示を前提として認証ロゴの印字を認めるものである。
5. 本規定による製品認証に際しては通常認証申請の際のデータのほかに売上金額を含めて申請する。
6. ライセンシーは別に定める認証費を JOCA に支払うものとする。
7. ライセンシーは申請データの正当性を証明するため関係帳簿を JOCA に開示する
8. JOCA は当該製品を予告することなく市中から購入し製品名、認証番号、製造日を確認し認証の検証を行う。

別紙7

(アスリート向けスポーツウェアについての特例)

【Organic BASIC】ではアスリート向けスポーツウェアとして特定の販売網により販売されるものについては、最大25%まで再生繊維と合成繊維を含むことができる。このアスリート向けスポーツウェアとは、機能的あるいは技術的な運動用ウェアで、ストレッチ性、日焼け防止、虫除け、防湿、防シワ、通気性などについて十分な性能が要求されるすべての衣服を含む。この衣服は、ランニング、体操、ダンス、その他の運動等専門用途のものであり、レジャーウェアやカジュアルウェアを含まない。

この特例の適用を受けた場合は「アスリート向けスポーツウェア」であることを明記しなければならない。

このスポーツウェアについての特例適用には品番ごとに、企画と流通経路の概略について理事会の承認が必要である。

(以上)

規定変更に伴う経過措置

現行の【Organic BASIC】マークにかかるオーガニック・コットン原綿混用率の定めは2010年末まで経過措置として認められる。

2003年11月17日改訂

2004年4月8日一部改訂

2004年9月16日一部改定 (カチオン系化合物の検査法追加)

2007年5月22日一部改訂

2007年7月11日一部改定 (カチオン系化合物の検査法改訂)(パッケージ印刷に対する認証規定追加)

2008年3月28日改定

2009年4月1日改定

2009年12月25日改定